

## 防火対象物の用途区分表

- ①大規模地震対策特別措置法施行令第4条第1項第2号
- ②大規模地震対策特別措置法施行令第4条第1項第14号 児童福祉法
- ③大規模地震対策特別措置法施行令第4条第1項第13号 学校教育法
- ④大規模地震対策特別措置法施行令第4条第1項第23号
- ⑤大規模地震対策特別措置法施行令第4条第1項第1号 消防法施行規則
- ⑥大規模地震対策特別措置法施行令第4条第1項第3号 危険物の規制に関する政令

項 別	防 火 対 象 物 の 用 途 等	収容人員	根拠法令	
(一)	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場	30人以上 ①	
	ロ	公会堂又は集会場		
(二)	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの		
	ロ	遊技場又はダンスホール		
ハ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗(二並びに(1)項イ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)その他これに類するものとして総務省令で定めるもの			
ニ	カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの			
(三)	イ	待合、料理店その他これらに類するもの		
	ロ	飲食店		
(四)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場	全部		②
(五)	イ			
(六)	イ	病院、診療所又は助産所		
	ロ	老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム(主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。)等		
	ハ	老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム(主として要介護状態にある者を入居させるものを除く。)、更正施設等		
ニ	幼稚園又は特別支援学校	全部	③	
(七)	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの	全部	④	
(八)	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの	50人以上	⑤	
(九)	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの	30人以上	①
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	50人以上	⑤
(十)	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場(旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。)	50人以上	⑤	
(十一)	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	1000人以上	④	
(十二)	イ	工場又は作業場	50人以上	①
(十三)	イ	自動車車庫又は駐車場	50人以上	①
(十五)	前各項に該当しない事業場(不特定多数の者が出入りするものに限る)	30人以上	①	
(十六)	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項イ(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの	30人以上	①
	ロ	複合用途防火対象物のうち、その一部が(8)項、(9)項ロ、(10)項から(11)項まで(13)項イ、(15)項に掲げる防火対象物の用途に供されているもの(不特定多数の者が出入りするものに限る)		
(十六の二)	地下街	50人以上	⑤	
(十六の三)	建築物の地階((16の2)項に掲げるものの各階を除く。)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの((1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)(不特定多数の者が出入りするものに限る)	50人以上	⑤	
(十七)	文化財保護法の規定によつて重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律の規定によつて重要美術品として認定された建造物	危険物の製造所、貯蔵所、取扱所等	⑥	